

「体験の機会・場」機能の整備に係る事業について

地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」機能の整備について、次のとおり事業実施要綱を定め、令和4年度より実施することとする。

1 大阪市一人暮らし体験支援事業実施要綱 骨子（案）

項目	内容	備考
1 目的	一人暮らし体験の機会を提供することにより、親元等からの円滑な自立の促進を図る	
2 実施事業者	市長が適切に事業を運営することができると認められるものとして障がい者相談支援事業の委託を行った者	各区障がい者基幹相談支援センター
3 利用者	本市在住の在宅の障がい者のうち、親等の介護者と同居して生活している者であって、親元からの自立に向けた一人暮らし体験を希望する者	左記と同等として認める者も含む
4 事業内容	1 一人暮らし体験に係るプログラム策定及び調整等 [障がい状況の把握、具体的なプログラムの策定、宿泊先・障がい福祉サービス事業所等との連絡調整等] 2 一人暮らし体験に係る支援等 [体験先の紹介、体験先の周辺環境確認、外出等の日中活動及び宿泊に係る体験の支援、体験を実施するに当たり必要となる介助・付添いによる見守り等] 3 一人暮らし体験に係る取組の検証等 [支援内容の総括、今後の取組の検討等]	【左記2の内容に関して】 ・本事業実施事業者のほか、指定障がい福祉サービス事業者等による提供も可 ・利用に当たり、障がい福祉サービス等として提供できる場合は、同サービスが優先 ・利用者の身体的理由等に応じ、2人による提供も可
5 利用期間等	6か月の間に支援計画に基づいた2泊3日程度の一人暮らし体験を5回程度行う。利用期間等を超える支援を要する場合は、福祉局障がい福祉課と協議を行い、それまでの支援実績及び以降の支援計画を勘案して本事業適用の適否を判断	
6 委託料支払	実施事業者に対して委託料を一括して支払（実績払）	宿泊場所確保に係る経費も算定可（参考：地域移行支援 体験宿泊加算（1））

事業フロー ※**実線の矢印**が本事業の内容をさす。



